

郡山西部第一工業団地開発事業に係る環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな生態系を有する地域であること、また、学校が近接していることなどから、事業の実施に当たっては、自然環境及び生活環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう、環境保全に最大限配慮すること。
特に、対象事業実施区域のうち希少種を保全する区域については、有識者の意見を参考とするなど適切な管理が行われるよう配慮すること。
- (2) 環境影響評価書作成段階で事業の内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価を行い、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。
- (4) 事後調査の実施に当たっては、対象事業実施区域内及び周辺において環境要素ごとに適切な調査範囲、調査地点を設定して実施すること。

2 大気環境について

- (1) 大気質、騒音、振動及び悪臭に係る現地調査地点及び予測地点の設定根拠を環境影響評価書に明記すること。
- (2) 当該事業は大規模な造成事業であり、気象条件によっては造成中における粉じんの影響が大きくなることが懸念されることから、必要に応じ、工事期間中の適切な時期に事後調査を実施することとし、その旨を環境影響評価書に記載すること。
- (3) 騒音及び振動の予測条件については操業時における状況を反映したものであるとは言えず、予測の不確実性の程度が大きくなると考えられることから、工場の稼働後に事後調査を実施することとし、その旨を環境影響評価書に記載すること。

3 水環境について

大規模な森林伐採により長期的な地下水への影響も懸念されることから、工事期間中における地下水の調査結果を踏まえて、施設供用後における地下水の事後調査実施の要否について検討することとし、その旨を環境影響評価書に記載すること。

4 自然環境について

対象事業実施区域は猛禽類の高利用域となっていることから、当該事業によって失われる区域における猛禽類の出現値の割合を求めてその影響を評価し、必要な環境保全措置を含めて環境影響評価書に記載すること。

5 景観について

当該工業団地に建設される建築物等の景観的配慮を立地企業に要請するなど景観の保全に努めることとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

6 温室効果ガス等について

温室効果ガスについては、工事や工場の稼働に伴う排出量に加え、温室効果ガスの吸収源となる森林伐採による影響を含めて予測及び評価を行い、必要な保全措置を含めて環境影響評価書に記載すること。

7 その他

環境影響評価書の記載に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、措置を講じる場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。